

前回の検討に係る意見聴取等の結果

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」では、「『検討の場』を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。学識経験を有する者や関係住民等の意見を聴く。」こととされていることから、平成 23 年 5 月 16 日に実施した「第 2 回検討の場」の検討結果について意見聴取を行った。

1. 学識経験者、関係住民への意見聴取

(1) 学識経験者

①平成 23 年度第 1 回静岡県河川審議会

日時：5 月 31 日（火）13 時 40 分～15 時 40 分

場所：静岡県静岡総合庁舎 7 会第 8 会議室

②審議会意見は以下のとおり。

- ・代替案に選定された案に不足はなく、審議会としては了承する。
- ・静岡市は水道水源として必要である考えに変わりないか。
- ・漁協の意見も反映させてほしい。代替案選択の可能性もあるのか。

(2) 県民意見

①県民意見募集

期 間：6 月 7 日（火）～7 月 7 日（木）までの一ヶ月間

縦覧方法：インターネットへの公開及び県庁、静岡土木事務所、県財務事務所など 11 箇所への配架。

提出方法：持参、郵送、FAX、メールのいずれか。

②県民意見募集の結果は以下のとおり。

- ・意見の提出はなし。

（静岡土木事務所のダム検証のホームページへのアクセス数は 297 件。）

(3) 関係住民

①関係住民等への説明会

a) 開催状況

地区(団体)	開催日時	事業との関係
吉原地区 (住民 21 名)	平成 23 年 6 月 13 日 (月) 19:00~	ダムサイト 工事用道路
布沢・土地区 (住民 37 名)	平成 23 年 6 月 21 日 (火) 19:00~	洪水防御地域
和田島地区 自治会役員 13 名	平成 23 年 6 月 15 日 (水) 19:30~	興津川下流地域
茂野島・清地地区 自治会役員 9 名	平成 23 年 6 月 23 日 (木) 19:00~	興津川下流地域
興津川(非)漁業協同組合 組合長ほか(7名)	平成 23 年 6 月 20 日 (月) 18:00~	関係団体
清水森林組合 組合長	平成 23 年 6 月 20 日 (月) 15:00~	関係団体

b) ダム検証における「目的別に抽出した代替案」に寄せられた意見
特に意見は出なかった

② その他の質問や要望

上記の説明会では、ダム検証の進捗やダム計画及び関連事業等について、質問や要望が寄せられた。

地区(団体)	主な質問・要望内容
吉原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で行われているダム検証で、結論が出たダムはあるのか? ・ ダム建設について、他の地区や興津川漁協の意見はどうか? ・ どのくらいの割合でダム事業が中止にならないと思うか? ・ ダムに堆砂した土砂はどのように取るのか?
布沢・土地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム建設と布沢地区の道路整備は一体のものであると考えている。 ・ 地域の上流にダムが出来れば、地元住民が河川や上流域を監視するために道路が必要。 ・ 布沢地区の道路整備の要望への回答がなければ地元の理解は得られない。 ・ 布沢地区の道路整備に、県も市に対する予算的な支援ができないか!? ・ 布沢川の堆積土砂を排除してほしい。
和田島地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの規模、予算はどの程度か? ・ 最終的な方針はいつ頃決まるのか? ・ ダムは地震に耐えられるのか?
茂野島・清地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業の経緯はどのようなものか? ・ ダムができると興津川の水は減るのか? ・ 検討の場でのメンバーはどのような人がいるのか?
興津川(非) 漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協としてはダム事業には反対である。河川整備で対応してほしい。 ・ ダム建設による河川環境の悪化を懸念している。(ダムが出来ると、良い川原が失われる。また、アオコが発生したりして“死んだ水”を流すことになる。) ・ 興津川の下流の住民は、ダムの計画を知らない人もいる。流域住民が納得する形での説明が必要だと考える。 ・ 全国から興津川を訪れる人もダムの建設を心配している人がいる。
清水森林組合 組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム施工中に興津川の流水が干すことはあるか? ・ ダム事業はいつから始まったものなのか? ・ 治水代替案にも含まれている「森林の保全」は、効果を数字で算定するのが難しい。

2. 関係河川使用者への意見聴取

国の検討基準に従い、関係河川使用者等に利水対策案を提示し、意見を聴取した。

①意見聴取内容：「対策案②水系間導水（A案：導水施設の新設）」及び「対策案③水系間導水（B案：既存導水施設の活用）」

②意見聴取先：国土交通省関東地方整備局（富士川の河川管理者）
静岡県企業局（東駿河湾工業用水事業者）

国土交通省関東地方整備局

対策案②（発電所からの放流水を利用する案）について、水力発電における流水は、消費的使用がなされず、量的にも質的にも取水されたときとほぼ同様な状態で河川に還元されることなどから公水として取り扱っており、その流水を使用するに当たっては河川法の許可（流水の占用）が必要となります。

許可に当たっては、河川法第23条に規定する図書整備及び「河川法及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に係る地方自治法第二百五十条の二第一項の許認可等の基準及び同法第二百五十条の三第一項の許認可等の標準処理期間について 平成12年12月27日 建設省河政発五六 河川局長通達」の一（5）①及び②に規定されている基準に適合するものかを判断することが必要となります。

なお、富士川水系河川整備基本方針において、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は設定されておらず、河川及び流域における諸調査を踏まえ、水循環機構の実態を明らかにしたうえで決定することから、水循環機能の実態を十分明らかにした上で代替案の実現性について検討されるよう留意されたい。

対策案③（静岡県工業用水道（東駿河湾工業用水）の一部を利用）は、河川法53条の2により渇水時における水利使用の特例を用いる案であるが、興津川水系の異常渇水時に富士川の流水を利用している工業用水の水利使用の全部又は一部の利用が、確実に可能であるか確認したうえで代替案の実現性について検討されるよう留意されたい。

(原文のまま)

静岡県企業局

企業局が管理する東駿河湾工業用水道は、工業の用に供する水を供給するための施設であり、以下の工業用水道事業法で水の供給用途が決まっている。

- ・同法第2条第1項で「工業とは製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」とされている。
- ・同法第2条第2項で「工業用水とは、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいう。」とされている。

このため、当該施設より上水道用水を供給することは、工業用水道事業法を逸脱することから、B案の実施は、難しいと考えられる。

なお、過去に興津川水系の異常渇水時、清水市上水道の給水制限に鑑み、東駿河湾工業用水道から清水市に水道用水を供給したことがあるが、これは人道的な観点から緊急的かつ暫定的な超法規的な措置として行われたものである。

(原文のまま)